

伊佐ブランド認証「伊佐牛」認証要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊佐市伊佐ブランド認証要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、伊佐牛の認証基準及び審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伊佐黒毛和牛 伊佐市内の肥育農家で飼育された黒毛和種の牛をいう。
- (2) 認証品 要綱及び要領により、審査され認証された牛肉をいう。

(部会の設置)

第3条 要綱第7条の規定により、伊佐牛の認証に関する品目別部会（以下「伊佐牛部会」という。）を設置する。

- 2 伊佐牛部会は、部会員10人以内をもって組織する。
- 3 部会員は、次に掲げる者のうちから要綱第4条に規定する委員長が指名する。
 - (1) 肉用牛肥育農家
 - (2) 生産者団体の代表者
 - (3) 鹿児島県始良伊佐地域振興局農政普及課伊佐市駐在技術専門員
 - (4) その他、伊佐牛部会が必要とする者
- 4 伊佐牛部会に部会長1人を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 5 伊佐牛部会の事務局は、伊佐市農政課畜産係に置く。

(認証基準)

第4条 伊佐牛の認証基準は、次のとおりとする。

- (1) 伊佐黒毛和牛のうち公益社団法人日本食肉格付協会による枝肉格付等級がA4以上のものを「伊佐牛」とする。
- (2) 前号のうちA5等級でBMS（脂肪交雑）10番以上のものを「伊佐牛プレミアム」とする。

(認証の申請)

第5条 認証の申請において、要綱第9条の規定による審査に必要な書類は別に定める。

(認証の審査)

第6条 要綱第10条の規定による認証の審査は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 伊佐牛の名声を高め、消費者への普及啓蒙に積極的に努める者。
- (2) 伊佐牛の品質保持には万全の注意を払い、また、衛生管理の徹底を図る者。
- (3) 伊佐牛の表示販売に当たっては、適正な表示を行う者。

(認証の表示)

第7条 認証マークは、要綱第10条第6号の規定による認証書の交付を受けた者の認証品に表示できるものとし、以後、流通の過程で認証品を扱う受証者以外の者（以下、「第三者」という。）も使用できるものとする。

2 前項の規定において、認証マークを使用する第三者は、受証者と同様に要綱第17条に定める責務を遵守しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、伊佐牛部会が適当でないと判断したときは、認証マークを使用する受証者若しくは第三者は、認証の表示を中止しなければならない。

(認証の有効期間)

第8条 認証の有効期間は、認証基準等に変更がない限り、期間を定めない。

(認証品の調査等)

第9条 受証者は、伊佐牛部会が認証品に関する立入調査等が必要と認めた場合は、これに協力しなければならない。

2 受証者は、認証品の生産から肥育までの情報及び販売先、数量等を確認できる書類を整えておかななければならない。

(販売の自粛)

第10条 受証者は、認証品の品質の劣化等が生じた場合は、認証品の販売を自粛しなければならない。

(認証品のPR等)

第11条 受証者は、認証品及び伊佐ブランド認証制度のPR等に努めるものとする。

(損失補償等の責任)

第12条 市長及び委員会は、認証に関して生じた損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要領に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年6月1日から施行する。